

# 環境委員会資料

## 2 所管事務の調査（報告）

### （1）東扇島東公園に放置された大型バスへの対応について

資	料
---	---

 東扇島東公園に放置された大型バスへの対応について

港 湾 局

（令和4年6月2日）

# 東扇島東公園に放置された大型バスへの対応について

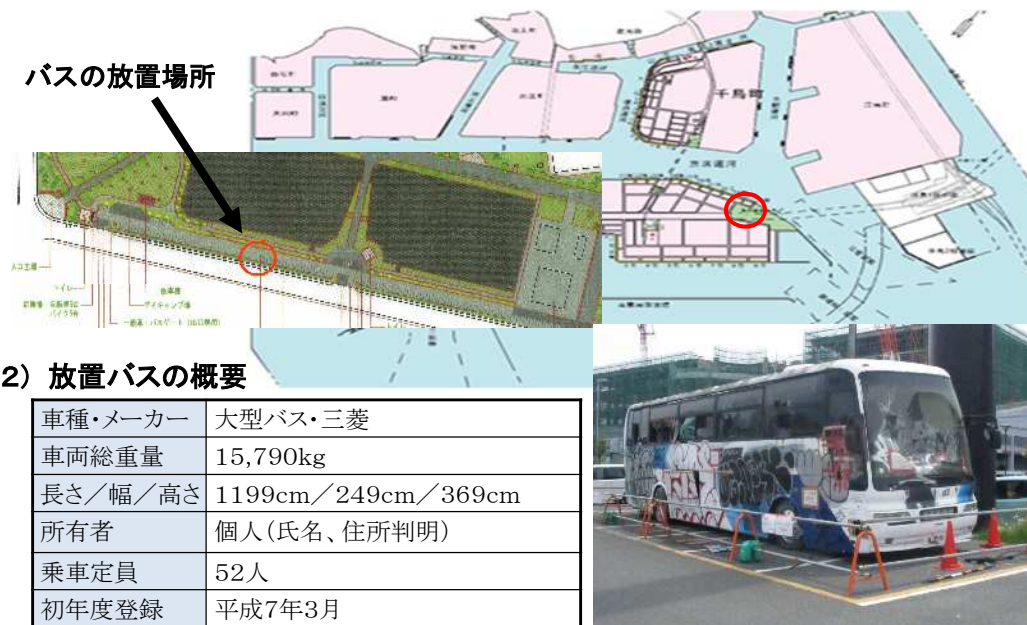


## 1 経過等

### (1) 経過

R3.6.1	令和3年5月24日に入庫し、同月31日に一度出庫した本件バスが再入庫
R3.6.3	放置状態の開始(許可の失効) ※東扇島東公園駐車場管理規程第4条「入庫した日から起算して、2日まで」

バスの放置場所



### (2) 放置バスの概要

車種・メーカー	大型バス・三菱
車両総重量	15,790kg
長さ／幅／高さ	1199cm／249cm／369cm
所有者	個人(氏名、住所判明)
乗車定員	52人
初年度登録	平成7年3月



### (3) 放置バスの状況

全体が落書きされ、出入り扉や窓ガラスなど各所が破損し、危険な状態

## 2 放置バスによる影響

### (1) 港湾施設(東扇島東公園)を良好な状態に維持することができない

公園利用者に不快感を与えていることや、利用者に危害が及ぶ可能性が生じていることなど、バスが放置されていることによって、港湾管理者として、港湾施設を良好な状態に維持する義務(港湾法第12条)が果たせていない。

### (2) 損害(=使用料相当額)の発生

所有者が東公園駐車場を不法に占拠していることによる損害(使用料相当額)が発生＜R3.6.1～R4.5末までの使用料相当額 約58万円＞

## 3 これまでの対応状況

### (1) 所有者への対応(行政指導の状況)

令和3年7月以降、所有者宅への訪問(4回)、撤去要請文書の発送(5回)、電話催告(10回)を行い、速やかに撤去するよう要請(行政指導)を行うも、「市が原状回復(バスを修繕)すれば移動させる」などと主張し、話は平行線の状況

### (2) 法的措置の検討

市の再三の要請にも関わらず、所有者が撤去に応じない状況を受け、行政指導と平行して法的措置を講じることについて検討(顧問弁護士相談を4回実施)

- ①港湾法及び川崎市港湾施設条例に基づく撤去命令
- ②土地の不法占拠を理由とする明渡訴訟(民事訴訟)
- ③行政代執行

### (3) 撤去命令書の発出

所有者による自主的な撤去が見込まれないため、川崎市行政手続条例に基づく弁明の機会を付与した上で、港湾法及び川崎市港湾施設条例に基づく行政処分としての撤去命令を発出

- ・弁明の機会の付与通知(R4.5.17) → 弁明書の提出期限(R3.5.30)
- ↓
- ・撤去命令書発出(R4.5.31) → 履行期限(R4.6.14)

#### <違反事項>

- ・港湾法に基づき定められた放置等禁止区域内にバスを放置
- ・川崎市港湾施設条例に基づく許可を受けずに東公園駐車場を利用

## 4 今後の対応

履行期限(R4.6.14)までに所有者による撤去が行われない場合は、本年6月下旬を履行期限とする履行催告書を速やかに発出し、それでもなお、撤去が行われない場合には、更なる法的措置を実施することについて調整を進めます。